「公印・割印省略」

２９小教教第３６２８号

平成３０年２月２３日

　各小・中学校長　殿

　（事務職員）

小郡市教育委員会

教育長　清武　輝

　　　平成３０年度就学援助費申請について（依頼）

　このことについて、別添のとおり統一案内文書を送付しますので、保護者に対する就学援助制度の周知に御活用いただきますようお願いします。

　また、申請希望者の申請書類を取りまとめの上、下記のとおり御提出いただきますようお願いします。

記

１．送付書類

（１）保護者向け統一案内文書「平成３０年度就学援助制度についてのお知らせ」

（２）就学援助費申請報告書

（３）就学援助申請書（記入例を含む。）

（４）委任状兼同意書（記入例を含む。）

※委任状は、平成２９年度から様式を変更し、「委任状兼同意書」としていますので、今回送付する様式を必ず御使用ください。

２．提出書類

（１）就学援助費申請報告書

（２）就学援助申請書

（３）委任状兼同意書

（４）平成２９年度の課税所得証明書など（※該当者のみ提出）

　　※平成２９年１月２日以降に市外から転入された世帯員については、平成２９年度の課税所得証明書など（収入・社会保険料・生命保険料・地震保険料・市民税額が記載された証明書）の提出が必要です。また、年度途中（６月１日以降）に申請する場合、平成３０年１月２日以降に市外から転入された世帯員については、平成３０年度の課税所得証明書などの提出が必要です。

３．提出期限

　平成３０年５月２日（水）

４．提出先

　小郡市教育委員会　教務課　教務係

５．平成３０年度新入学者に係る留意事項

（１）平成３０年度新入学者で、すでに認定を受けた児童生徒については、再度申請する必要はありませんが、当該児童生徒に兄弟姉妹がいる場合、兄弟姉妹については、今回申請する必要があります。

（２）平成３０年度新入学者で、平成２９年１１～１２月に申請をされていない方については、今回申請する必要がありますので、新入学者の保護者に対して、広く周知をお願いします。

６．その他

（１）これまで、５月末までの申請は年度当初（４月）からの認定、６月１日以降の申請は申請月からの認定としていましたが、平成２９年度から、６月１日以降に申請された方も年度当初（４月）に遡って認定するよう取り扱いを変更しました。ただし、転入学者や経済状況・世帯状況の急激な変化等の理由により年度途中に申請された方については、当該事実が発生した月からの認定となります。

（２）本件については、「広報おごおり」（平成３０年３月１５日号）及び市ホームページにも記事を掲載する予定です。

【本件担当】

小郡市教育委員会　教務課　佐藤

電　話：0942－72－2111(内線514)

メール：kyomu@city.ogori.lg.jp